

鳥取市中学校体育連盟補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中学校体育連盟補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、生徒の体位の向上と体力の増進を促進する鳥取市中学校体育連盟（以下「連盟」という。）の活動に要する経費に対し補助金を交付し、もって生徒の体育活動の健全な発展を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市中学校体育連盟とする。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、連盟が行う別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第1欄に掲げる補助事業の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる経費の額とする。

(補助金の交付等)

第6条 本補助金の額は、別表の第1欄に掲げる補助事業の区分に応じ、補助対象経費から本補助金以外の他の補助金の額に相当する額を減じた額に同表の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付申請は、活動計画書及び収支予算書を添付し、毎年6月30日までにしなければならない。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、活動報告書・収支決算書・事業の経過又は成果を証する書類及び写真等とし、補助金が交付された年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第11条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63

年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)がある場合の本補助金の申請及び実績報告は、次の各号に定める方法によって行うものとする。

- (1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助対象経費から減額して交付の申請をすること。ただし、本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。)である場合又は仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- (2) 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助対象経費から減額して報告すること。
- (3) 本補助金の交付を受ける者が、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第1号)により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1 事業区分	2 補助対象経費	3 補助率	4 備考
鳥取県中学校総合体育大会	鳥取市中学校体育連盟に加盟する学校の生徒の派遣に要する経費のうち、交通費	2分の1	補助対象経費のうち交通費及び宿泊費については、職員等の旅費に関する条例（昭和46年鳥取市条例第3号）の規定により算定した額を上限とする。
鳥取県中学校駅伝大会			
鳥取県スポーツレクリエーション大会			
中国中学校体育大会	鳥取市中学校体育連盟に加盟する学校の生徒の派遣に要する経費のうち、交通費・宿泊費	2分の1	
全国中学校体育大会			
中国中学校体育大会	大会開催費	2分の1	
東部地区中学校体育連盟負担金	鳥取市負担金	2分の1	

様式第1号（第11条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け鳥取指令受 第 号により交付決定を受けた鳥取市中学校体育連盟補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要補助金返還相当額）

金 円

（注）別紙を添付すること。

(別紙)

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

1 住所

2 氏名

3 補助事業名

4 補助金確定額

円

5 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳

(単位:円)

区 分	課税仕入			非課税仕入 使用分	合 計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳					
	合 計				

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。